

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)
5022	5022001			z06001	防衛庁、国土交通省	該当法令なし(データ公開については、現在、インターネット等での公開は行っていないが、問い合わせなどがあれば、適宜での法令等の定めはない)	防衛施設が実施し、得られたボーリング調査データ等については、現在、インターネット等での公開は行っていないが、問い合わせなどがあれば、適宜での法令等の定めはない)	d	-	今後、調査データ等の公開に係る取組を進めてまいりたい。ただし、公開のためにはシステム整備などの解決すべき課題があることから、これら環境整備の具体的な内容及び順次公開に向けての具体的な作業スケジュールを御説明いただきたい。	地盤・地質等に係るデータに関しては「環境整備が整い次第、可能なものから順次公開していくこと」としたい。		d	-	ボーリング調査データ等のインターネットによる公開にあたっては、システム整備及び体制の整備を図る必要がある。これらの整備には多額の費用を要するものと考えられる。また、当該ニーズは限定的であると考えられるため、現段階において、具体的な作業スケジュールを示すことは困難である。	株式会社インフォース	1	B	地盤・地質調査(ボーリング調査データ)等、データ著作権譲渡とデータの公開(新規)	各省庁・機関でそれぞれ実施し保管している地盤・地質調査(ボーリング調査データ)等の著作権を譲渡するとともにデータの公開を促し、国・県・市町村・国民が自由に取用するそれぞれのデータを容易に確認閲覧できるようにするべきである。	過去、及び今後発生する地盤・地質調査結果は、その実施目的、免状権限を問わず、その著作権を民間に譲渡し、インターネットなどを用い積極的に公開させることが容易ではない状況である。昨今の風水害・地震等の復興事業などには重要な基礎データとなる地盤・地質調査データを公開することは、復興事業及び災害対策に効果を生み、既存資料の有効利用から公共事業の削減、さらには公共のデータ全てを公開することで民間事業者の創発促進などの歯止めの一因にもなりうる。			全ての省庁及び地方自治体	
5057	5057139			z06002	全省庁	該当法令なし	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が図られること、及び本債権に係る紛争が未然に防止されることに十分留意した上で、一定の要件を満たす債権について従来より流動化を認めている。	d	-	今後も、債権譲渡後において契約の履行確保に万全が期され、本債権に係る紛争が未然に防止されることに留意しつつ、譲渡手続きの簡素化等、更なる債権の流動化のために必要な措置を適宜検討する。					(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に依る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、連や共に譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを統一するを定直し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである、地方公共団体についても同様の統一な取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障壁となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。			全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における担保債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	
5066	5066004			z06003	全省庁	該当法令なし	防衛庁においては、企業の資金調達のさらなる円滑化を図るため、昨年1月より債権譲渡の要件を緩和し、譲渡承認の対象を拡大したところである。契約履行完了後の債権については、従来から譲渡を承認してきた中央譲渡に加えて、地方譲渡に係る債権も対象とする。11月1日(億円以上)の要件を11月5000万円以上に引き下げた。本制度においては、要約にあるリース契約に係る債権譲渡や、特定目的会社への譲渡も承認している。	d	-	今後も、債権譲渡後において契約の履行確保に万全が期され、本債権に係る紛争が未然に防止されることに留意しつつ、譲渡手続きの簡素化等、更なる債権の流動化のために必要な措置を適宜検討する。					社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に依る譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。			全省庁、地方自治体		
5083	5083004			z06004	全省庁	【防衛施設中央審議会】 防衛施設中央審議会運営規則(平成13年4月17日) 【捕虜資格認定等審査会】 資格認定審査請求の事件の審理の場合、原則公開 ・懲戒審査請求の事件の審理のうち口頭陳述又は審問を行う場合、非公開 【自衛隊員倫理審査会】 非公開 【防衛人事審議会】 審議会、顧問者就職審査分科会、職員始末問題部会(原則非公開)会長等及び委員の過半数の同意がある場合は公開可 ・公正審査分科会:非公開 【自衛隊員倫理審査会】 審議会等の整理合理化に関する基本計画(平成11)	防衛庁に設置されている審議会等のうち、防衛施設中央審議会については、防衛施設中央審議会運営規則7条第1項により、また、捕虜資格認定等審査会(資格認定審査請求の事件の審理を行う場合)については、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第111条により、原則公開とすることとなっており、現行制度下で対応可能である。 自衛隊員倫理審査会については、行政処分等に関する事務に関する事務を行う審議会等であり、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利等を害するおそれがあるため、公開することはできない。 捕虜資格認定等審査会(懲戒審査請求の事件の審理のうち口頭陳述又は審問を行う場合)については、その審理において、武力攻撃に資する行為があったか否かなどの細部の事実関係を明らかにすることも想定されるため、その内容を公開することは、我が国防衛に支障をきたすことなど、公共の利益を害するおそれがあるため、公開することはできない。 防衛人事審議会(公正審査分科会を除く)については、隊員の経歴や再就職先での条件等が審査対象となることから、会議を公開することにより、個人のプライバシー保護、自由な討論、意思決定の中立性等に影響を及ぼすおそれがあることから原則として公開することはできない。なお、会長(分科会長、部会長)及び委員の過半数の同意があるときは、公開可能としている。 防衛人事審議会の公正審査分科会については、自衛隊員に対するその懲戒に関する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての不服申立てに關す	c, d	-			特定非営利活動法人「子どもに無縁環境を、推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康推進実務部会や中央社会保険医療協議会などは公開)傍聴可能で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業分科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの運用規定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。また、マスメディアのみ公開したり、余後、審議長の記者発表や意見を発表する機会があるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁						